

九州大学大学院法学府学位論文審査基準

(審査体制)

修士論文の審査は、主査1名及び副査1名以上の審査委員の合議で行う。

博士論文の審査は、主査1名及び副査2名以上の論文調査委員の合議で行う報告をもとに学府教授会において行う。(九州大学大学院法学府博士論文審査要項・平成23年2月9日九州大学大学院法学府教授会決定)

(評価項目)

1. 研究主題(テーマ)の意義

問題が明確に示され、学術的または社会的な意義を有すると認められるか。

2. 研究方法の妥当性

研究主題探究のために採用された方法は適切か。

3. 先行研究批判

先行研究を適切に収集して提示し、精確な理解、的確な評価が行われているか。

4. 新奇性・独創性

先行研究では提示されていなかった新しい知見を提示し、論証しているか。

5. 論文の形式・体裁

論文の章立て、語句の使い方、文章表現、引用の仕方は的確・適切であるか。

6. 基本的能力

ディプロマ・ポリシーに示されている知識・理解・専門的能力、汎用的能力・態度・志向性が窺えるか。

(評価基準)

上記1～6の評価項目すべてを満たし、学位論文として水準に達成していると認められるものを合格とする。

(公示)

上記1～6の評価項目については、あらかじめ公示するものとする。